

令和5年度

安城市補正予算書

第51号議案

令和5年度安城市一般会計補正予算（第2号）について

令和5年度安城市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,259,610千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,270,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債補正」による。

令和5年6月8日提出

安城市長 三星元人

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 国庫支出金		9,199,968	504,452	9,704,420
	5 国庫負担金	7,174,054	264,600	7,438,654
	10 国庫補助金	1,989,480	239,852	2,229,332
70 県支出金		4,996,254	64,221	5,060,475
	5 県負担金	2,723,733	25,146	2,748,879
	10 県補助金	1,874,246	39,075	1,913,321
85 繰入金		2,065,257	1,176,573	3,241,830
	10 基金繰入金	2,065,257	1,176,573	3,241,830
95 諸収入		3,381,175	△539,636	2,841,539
	25 雑入	3,138,165	△539,636	2,598,529
99 市債		1,829,000	54,000	1,883,000
	5 市債	1,829,000	54,000	1,883,000
歳 入 合 計		71,011,000	1,259,610	72,270,610

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		6,390,934	150,014	6,540,948
	5 総務管理費	5,147,381	143,890	5,291,271
	15 戸籍住民基本台帳費	388,321	6,124	394,445
15 民生費		29,031,211	22,781	29,053,992
	5 社会福祉費	12,813,528	14,751	12,828,279
	10 児童福祉費	14,733,533	8,030	14,741,563
20 衛生費		7,311,248	365,980	7,677,228
	5 保健衛生費	3,161,199	365,980	3,527,179
30 農林水産業費		1,599,107	4,000	1,603,107
	5 農業費	1,599,107	4,000	1,603,107
35 商工費		1,020,715	56,500	1,077,215
	5 商工費	1,020,715	56,500	1,077,215
40 土木費		8,290,229	464,825	8,755,054
	10 道路橋りょう費	2,444,635	313,225	2,757,860
	15 河川費	300,135	62,000	362,135
	20 都市計画費	3,048,688	59,300	3,107,988
	30 住宅費	605,981	30,300	636,281
50 教育費		11,508,692	195,510	11,704,202
	5 教育総務費	1,151,461	103,647	1,255,108
	10 小学校費	2,748,290	△15,500	2,732,790
	15 中学校費	1,213,397	△7,700	1,205,697
	30 保健体育費	3,870,563	115,063	3,985,626
歳 出 合 計		71,011,000	1,259,610	72,270,610

第2表 継続費補正

追 加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
50 教育費	30 保健体育費	南部調理場空調設備改修事業	172,000	令和5年度	68,800
				令和6年度	103,200
50 教育費	30 保健体育費	北部調理場給水設備改修事業	53,000	令和5年度	21,200
				令和6年度	31,800

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
35 商工費	5 商工費	安城プレミアム建設券発行支援事業	千円 46,500

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
シェアサイクル事業	令和5年度～令和8年度	千円 15,000

第5表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円			%		千円		%	
34,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該利率見 直し後の利率)	政府資金につい ては、その融資 条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 と協定するもの による。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、又は繰上 償還若しくは低 利に借換えする ことができる。	72,000	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
11,000				27,000				